



奨学資金
就職支援
起業支援

奨学資金

問い合わせ・・・教育総務課(内線326)
ホームページ・・・http://www.city.toda.saitama.jp/7/6149.html

入学準備金貸付制度

高等学校、専修学校および大学に入学を希望する生徒・学生の保護者で、入学準備金の調達が困難な人に、入学準備金の貸付を行います。
●生徒・学生の保護者が対象の制度ですので、社会人は対象外です。

貸付額	区分	貸付限度額	返済期間
高等学校 高等専門学校、 専修学校(高等課程)	国立	300,000円	30カ月
	私立	500,000円	50カ月
大学、短期大学、 専修学校(専門課程)	国立	400,000円	40カ月
	私立	600,000円	60カ月

返済方法 貸付後6カ月間据え置き、月額10,000円返済
●返済額に利子はつきません。

奨学資金貸付制度

経済的な理由により修学困難な世帯の生徒・学生本人に、奨学資金の貸付を行います。
●社会人は対象外です。

貸付額	区分	奨学金の年額
高等学校 高等専門学校(1学年～3学年) 専修学校高等課程	国立	120,000円
	私立	180,000円
大学、短期大学、 高等専門学校(4学年および5学年) 専修学校専門課程	国立	240,000円
	私立	300,000円

返済方法 卒業後6カ月間据え置き、10年間で均等月額払い
●返済額に利子はつきません。

海外留学生奨学制度

国際社会に対応し、将来の戸田市を背負う有用な人材を育成するために、海外留学を予定している、戸田市の海外留学奨学生選考に合格した人に奨学資金を給与します。

就職支援・起業支援

問い合わせ・・・経済振興課(内線347)
ホームページ・・・http://www.city.toda.saitama.jp/6/5237.html

戸田市地域職業相談室 ミニハローワーク戸田

若年者から高齢者まで就職活動をサポートします。タッチパネル式の求人自己検索機で、埼玉県内や東京都内の最新の求人情報をご覧いただけます。また、2人の相談員が、正社員やパートタイマーなどの職業相談・職業紹介を行います。
●雇用保険業務は取り扱っていません。



とき 月～金曜日、午前9時～午後5時
●祝日、年末年始を除く。

場所 市役所1階東側

電話 434・6817(相談室直通)

FAX 433・8609

若年者のための就職相談

キャリアカウンセラーが、原則として35歳未満の求職者(学生可)を対象に、就職に関する相談を受けて、カウンセリングや適性診断を行います。

とき 毎月第2・4木曜日、午前10時～午後4時
●予約制

場所 市役所1階地域職業相談室

費用 無料

申込 月～金曜日の午前8時30分～午後5時に経済振興課へ申し込んでください。
●電話可。

起業支援センター オレンジキューブ

起業した人が夢と希望を持って企業活動を続け、経営者として成長する力を蓄えることができるよう、起業支援センターを開設しています。当センターは、支援室17室のほか、会議室、応接室、託児室を備え、使用料を低く設定し、入所者の負担軽減を図っています。また、入所者に対し、経営に関して各分野の専門アドバイザーによる相談を行ったり、定期的に各種セミナーを開催したりしています。

所在地 戸田市本町1-24-18

電話 442・8800 FAX 442・0111

起業家相談

起業に関し、当センターの入所者アドバイザーが無料で相談に応じます。

とき 毎週水曜日、午前9時30分～午後3時30分
●祝日、年末年始を除く。

場所 起業支援センター応接室

内容 1回の相談当たり50分
●相談回数に制限はありませんが、1日に1回までです。

費用 無料

申込 月～土曜日の午前9時～午後6時に起業支援センターへ電話予約してください。
●祝日、年末年始を除く。希望日の前日までに申し込んでください。1日につき3人まで。



生涯学習

生涯学習

スポーツ教室

市民がスポーツやレクリエーションを気軽に親しめるように、年間を通して「市民ポート教室」や「少年少女スキー教室」などの各種スポーツ教室を開催しています。また、スポーツセンターなどでも多くの教室を開催しています。各スポーツ教室の開催日時や場所などは、広報戸田市や市ホームページに掲載しています。

問い合わせ 文化スポーツ課(内線376)

FAX 433・3358

市ホームページ http://www.city.toda.saitama.jp/12/11084.html

スポーツセンターホームページ http://www.toda-spc.or.jp/

スポーツ施設予約システム

スポーツ施設予約システムは、利用者登録をすることにより、インターネット、携帯サイト、利用者端末機からスポーツ施設の空き状況の確認や抽選申込、予約などができるシステムです。使用料は利用者端末機または所管施設の窓口でお支払いください。

●申込方法や利用料金など、詳細は市ホームページ(<https://yoyaku.todasports.jp>)をご覧ください。

ホームページ <https://yoyaku.todasports.jp>

携帯サイト <https://mobile.todasports.jp>

利用者端末機 市役所1階南側出入口、スポーツセンター1階ロビー、公園緑地公社1階ロビー

利用時間	
インターネット 携帯サイト	午前9時～午前0時
利用者端末機	午前9時～午後7時30分 ●休館日および年末年始を除く。

利用できる施設
文化スポーツ課所管施設 野球場(北部公園、笹目公園、新田公園)、中町テニスコート
公園緑地公社の所管施設 彩湖・道満グリーンパーク内施設(野球場、ソフトボール場、サッカー場、テニスコート、陸上競技場)

スポーツセンター所管施設
第1競技場、テニスコート、卓球場、柔道場、剣道場
●大会および陸上競技場(スポーツセンター、彩湖・道満グリーンパーク)の利用については、それぞれの所管施設の窓口でお申し込みください。



まちづくり出前講座

まちづくり出前講座は、市民の生涯学習の機会として、また、市民へ市政について説明し、市民と行政が協働でまちづくりを進めていくために実施しています。各事業を担当している市職員が出向き、市役所の仕事やまちづくりなどの話をしたり、体験学習を行ったりします。

対象 市内在住・在勤・在学者の5人以上の団体やグループ

とき 毎日、午前9時～午後9時 ●年末年始を除く。

場所 申込者の指定した場所

内容 まちづくり出前講座メニュー表の中から受講したい講座を選んでください。

費用 無料 ●講座によっては、材料費の実費負担あり。

申込 開催希望日の2週間前までに、所定の申込書により、その講座の担当課へ直接申し込んでください。
●FAX、郵送可。

問い合わせ 生涯学習課(内線342)

ホームページ http://www.city.toda.saitama.jp/8/7143.html

少年自然の家

少年自然の家は、入笠山麓の恵まれた環境の中にある生涯学習施設です。諏訪周辺の自然探訪の拠点として、また、レクリエーション、スポーツの合宿、職場研修などにご利用ください。個人、団体、家族連れなど広く開放しています。

所在地 〒399-0200
長野県諏訪郡富士見町大字
富士見字沢入山6666-1500

電話 0266-62-4307

利用方法 3泊4日以内

利用料金	使用料		
	1泊	2泊	3泊
一般利用者	840円	1,050円	1,260円
学校・青少年団体	300円	400円	500円

休所日 年末年始(12月29日～翌年1月3日)

申込 市内在住・在勤者は、利用希望日の3カ月前から、市外居住者は利用希望日の2カ月前から受け付けます。利用希望日の20日前までに生涯学習課へ使用料を添えて申し込んでください。
●食事代はご利用の際、現地施設でお支払いください。

問い合わせ 生涯学習課(内線342)

ホームページ http://www.city.toda.saitama.jp/7/6455.html

1 ▼ 奨学資金 / 就職支援・起業支援 / 生涯学習





健康診断
健康相談
健康教室

参考パンフレット…健康カレンダー

健康診断・健康相談・健康教室

問い合わせ…医療保健センター健康推進室成人保健担当 電話…421-4114
ホームページ…http://www.city.toda.saitama.jp/1/427.html



▼ 特定健診・特定保健指導とは

「特定健診・特定保健指導」は、生活習慣病になる前に日常生活を改善するという理念に基づき導入されました。

▼ 特定健診

喫煙、20歳からの体重変化、運動習慣、食習慣、飲酒量などについての質問や、身長・体重、BMI(体格指数)、腹囲の測定を行い、この健診結果から、メタボリック・シンドローム(内臓脂肪症候群)またはその予備群かどうかを判定します。

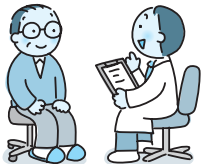
対象 40歳～74歳の戸田市の国民健康保険加入者
費用 800円

申込 対象者には受診券と実施医療機関一覧をお送りします。事前に医療機関を予約し、受診券と保険証をお持ちになって受診してください。

※会社員などの社会保険加入者およびその扶養者は、保険者(会社など)からの通知に従って、特定健診を受診してください。

▼ 特定保健指導

特定健診の結果により、生活習慣を改善する必要があると診断された人に、健康的な生活習慣を身につけるための個人指導を行います。



▼ 30歳代健診

生活習慣の改善や健康の保持増進のため、30歳代の市民を対象に、身長・体重、BMI(体格指数)、腹囲の測定、血液検査、尿検査を実施します。胸部エックス線検査は含みませんので、胸部エックス線検査を希望する人は「結核・肺がん検診」を受診してください。

対象 30歳代の市民

※職場などでほかに健診の機会がある人、入院中の人は受けられません。

費用 800円

※実施時期や申込方法などは、広報戸田市または健康カレンダーをご覧ください。

▼ 予防接種

▼ 高齢者等インフルエンザ予防接種

対象 65歳以上の市民、60歳から64歳の市民で心臓・じん臓・呼吸器の機能およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかの機能障害で身体障害者手帳1級の人

費用 自己負担があります。

※実施医療機関や申込方法などは、10月発行の広報をご覧ください。

▼ 健康相談

▼ 個別健康相談・個別栄養相談

対象 市民
時期 毎月1回
場所 医療保健センター
費用 無料
内容 健康上の悩みや、健診結果についての相談(生活習慣病予防、食生活改善、禁煙など)に保健師、管理栄養士が応じます。

▼ 電話健康相談 ☎ 421-4114

時期 月～金曜日 午前9時～午後5時
※祝日を除く。

▼ 歯科健診

▼ 歯科健診 & 骨量測定

対象 満18歳以上の市民
時期 毎月1回
場所 医療保健センター、文化会館
費用 無料
内容 **歯科健診:** 歯周病、むし歯の健診、入れ歯や歯ぐきのチェック、歯科相談
骨量測定: かかとの骨を測定し、骨密度の傾向を確認します

▼ ファミリー歯科健診

歯の衛生週間に合わせ、家族(単身者も可)で歯の健康を見直すための歯科健診です。

対象 市民
時期 6月
場所 実施医療機関は広報に掲載します
費用 無料
内容 歯周病、むし歯の健診、入れ歯や歯ぐきのチェック、歯科相談

▼ 訪問歯科健診

対象 在宅で寝たきりの人、障害がある人などで、市が実施している歯科健診を受けることが困難な人
費用 無料
内容 歯科医師が訪問し、歯科健診を行います。

▼ 健康教室

▼ チョイやせ教室

対象 30歳～74歳の市民
時期 年間7コース
場所 医療保健センター、文化会館ほか
費用 無料
内容 メタボリック・シンドローム予防に効果的な食事・運動実技を行います。また、保健師や管理栄養士などが健診結果の相談などに応じます。

▼ メタボ運動教室

軽い運動をしながら、メタボリック・シンドロームを改善するための運動教室です。

対象 65歳未満の市民
時期 年間5コース
場所 医療保健センター
費用 無料
内容 生活習慣チェック、個別運動プログラム作成など

▼ いきさわやか教室

口臭測定、口臭予防のための教室です。個別に対応します。

対象 満18歳以上の市民
時期 年間10回
場所 医療保健センター
費用 無料
内容 口臭測定、口臭原因の確認、口臭予防の方法

▼ 市民の依頼による健康講座

「戸田市まちづくり出前講座」の一環として健康についての講座を行います。

対象 5人以上の市民グループ
時期 随時
場所 講座希望者が指定する場所に職員が出向きます。
費用 無料
内容 毎年4月にメニューが決まります。その中から選んでください。

※実施時期や申込方法などは、広報戸田市または健康カレンダーをご覧ください。

▼ がん検診

▼ がん検診

	対象	検査内容	費用
胃がん検診	満30歳以上の市民	バリウム検査	1,500円
大腸がん検診	満30歳以上の市民	便潜血検査(2日間法)	500円
前立腺がん検診	満50歳以上の男性市民	血液検査(PSA)	1,500円
子宮がん検診	満18歳以上の女性市民	子宮頸部細胞診 ※医師が必要と認めた場合は、子宮体部細胞診	500円 ※子宮体部細胞診も含む場合は900円
結核・肺がん検診	18歳以上の市民	胸部エックス線検査 ※医師が必要と認めた場合は、喀痰検査	無料 ※喀痰検査が必要な人は容器代300円
乳がん検診	満18歳以上の市民	視触診・マンモグラフィ	1,000円

※実施時期や申込方法などは、広報戸田市または健康カレンダーをご覧ください。事業内容は変更になる場合があります。
※満70歳以上の人、後期高齢者医療被保険者証を持っている人、市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料で受診できます。



国民健康保険

問い合わせ…保険年金課(内線278)

ホームページ…<http://www.city.toda.saitama.jp/9/8681.html>



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



29

国民健康保険とは

国民健康保険は、自営業の人や、職場などで健康保険に加入していない人、会社を退職した人などの加入者の皆さんが納める国民健康保険税と、国、県、市などからの負担金で運営しています。加入者の皆さんは、医療機関などで診療を受けた場合、原則として、かかった総医療費のうち3割を自己負担額として医療機関に支払い、残りの7割は保険者(市)が負担します。加入者の皆さんが病気やけがなどに備えて、日

ごろ保険税を保険者に納めることで、皆さんが安心して平等に医療を受けられる体制を整えています。

勤務先で社会保険に加入している人や、生活保護を受けている人以外のすべての人が加入対象者となります。また、外国人登録をして1年以上国内に滞在する外国人も加入対象者となります。

納める保険税額

国民健康保険税の課税は世帯単位となり、納税義務者は世帯主となります。世帯主が国民健康保険加入者でない場合でも、納税義務者となります(これを擬制世帯主といいます)。

税額は納税義務者である世帯主に納税通知書

によりお知らせしますので、期限内にお支払いください。なお、支払った保険税は、所得税などの申告の際に社会保険料控除の対象となりますので、国民健康保険税の領収証書は大切に保管してください。

国民健康保険の異動届

	届出の必要なとき	手続きに必要なもの
加入するとき	戸田市に転入したとき	前の市区町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険を脱退したことの証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	職場の健康保険を脱退したことの証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき	国民健康保険証、母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、印鑑
外国人が加入するとき	外国人登録証明書	外国人登録証明書
脱退するとき	戸田市から転出するとき	国民健康保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国民健康保険証、職場の健康保険証、印鑑 ※職場の健康保険が未交付のときは、加入証明書
	被扶養者として、職場の健康保険に加入したとき	国民健康保険証、職場の健康保険証、印鑑 ※職場の健康保険が未交付のときは、加入証明書
	生活保護を受け始めたとき	生活保護開始決定通知書、印鑑
	国民健康保険加入者が死亡したとき	国民健康保険証
その他の場合	退職者医療制度の対象となったとき	国民健康保険証、年金証書、印鑑
	戸田市内で住所が変わったとき	国民健康保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	国民健康保険証
	修学のため別に住所を定めるとき	国民健康保険証、印鑑、在学証明書、居住地の住民票
	保険証をなくしたときや汚損したとき	汚損した保険証

- 上記の場合には、手続きに必要なものをお持ちのうえ、14日以内に届出をしてください。
- 普通自動車免許証またはパスポートなど、公的機関が発行する顔写真入りの身分証明書をもちにり、本人確認ができた場合に限り、その場で保険証を交付します。

退職者医療制度

国民健康保険証に「退」と表示されます。

対象 厚生年金、共済年金などの被用者年金の加入期間が20年以上(または40歳以降10年以上)あり、それらの老齢(退職)年金の受給権がある65歳未満の人、および退職被保険者と同じ世帯の人で、おもに退職被保険者の収入により生計を維持している人(収入制限あり)が対象となる制度です。

70歳以上被保険者

国民健康保険証のほか「高齢受給者証」が必要となります。

対象 70歳の誕生日の翌月(1日生まれの人は、その月)から対象となり、高齢受給者証が自宅に郵送されます。

国民健康保険の給付・貸付

療養の給付

国民健康保険加入者が医師、歯科医、柔道整復師などの診療や治療を受けたときや、薬の支給を受けたとき、入院をしたときなど(美容整形、歯列矯正、予防接種、健康診断、正常な妊娠・出産などは対象になりません)にかかる総医療費の原則7割を保険者である市が負担することで、国民健康保険加入者が医療機関で支払う自己負担額の軽減を図っています。

葬祭費・給付

国民健康保険加入者が亡くなったとき、喪主の人に8万円を支給します。ただし、ほかの健康保険に加入していた人で、資格喪失から3か月以内に死亡した場合、以前加入していた健康保険から葬祭費が支給されることがあります。この場合、国民健康保険からの支給はありません。



人間ドック検診料助成

国民健康保険加入者が人間ドックを受検する際、検診費用のうち25,000円(1年度に1回限り)を助成します。なお、受検日当日に満35歳以上の国民健康保険加入者で、保険料を完納している世帯の人および現在疾病加療中でない人が、戸田市で指定した医療機関の人間ドックを受検した場合に限りです。

脳ドック検診料助成

国民健康保険加入者が脳ドックを受検する際、受検費用の7割(千円未満切り捨て。5万円を限度。3年度に1回限り)を助成します。なお、受検日当日に満40歳以上70歳未満の国民健康保険加入者で、保険料を完納している世帯の人および現在疾病加療中でない人が対象です。

保養施設宿泊利用費助成事業

国民健康保険加入者で保険料を完納している世帯の人が、埼玉県国民健康保険団体連合会が指定した保養施設を利用する場合に、その宿泊料の一部(中学生以上:3,000円、小学生:2,000円。年度内2泊まで)を助成します。

出産育児一時金・給付

国民健康保険加入者が出産したとき、出産児1人につき出産育児一時金35万円(産科医療補償制度に加入している医療機関などで出産した場合は、3万円を加算)を支給します。また、妊娠4カ月(85日)以上であれば、死産・流産の場合も一時金が支給されます(医師の証明が必要)。ただし、ほかの健康保険に(被保険者本人として)1年以上加入していた人が資格喪失から半年以内に産出した場合、以前加入していた保険から一時金が支給されることがあります。この場合、国民健康保険からの支給はありません。

また、加入者の負担を軽減するため、医療機関を受取代理人として一時金を支給する制度(受取代理制度。事前に申請が必要)があります。出産予定日1カ月前から申請できます(医療機関の同意が必要)。なお、この制度は、保険料に滞納がある人や、出産費資金貸付を受けている人は利用できません。

出産貸付制度

出産で支払いが困難な世帯に対して、無利子で資金の貸し出しを行っています(限度額30万円)。制度の対象者は、出産予定日まで1カ月以内の人、または妊娠4カ月以上で医療機関への支払いが必要になった人で、出産育児一時金の支給が見込まれる人に限ります。なお、返済には、出産育児一時金を充てます。

特定健診・特定保健指導

P.26参照

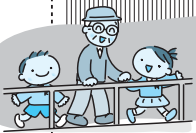
国民健康保険に加入している40歳~74歳の人を対象に、特定健診・特定保健指導を実施します。特定健診・特定保健指導は、生活習慣病になる前に日常生活を改善するという理念に基づき導入された健診です。

特定健診

喫煙、20歳からの体重変化、運動習慣、食習慣、飲酒量などについての質問や、身長・体重、BMI(体格指数)、腹囲の測定を行い、この健診結果から、メタボリック・シンドローム(内臓脂肪症候群)またはその予備群かどうかを判定します。

特定保健指導

特定健診の結果により、生活習慣病を予防するためには生活習慣を改善する必要があると診断された人に、健康的な生活習慣を身につけるための個人指導を行います。



介護保険制度

介護保険制度とは

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても安心して生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。また、できる限り、要介護状態にならないようにする介護予防にも重点を置いた制度です。日本国内に住所が

ある40歳以上の人が加入します。保険料の支払いが義務づけられる一方、介護や自立支援が必要になった場合、介護保険のサービスが受けられます。

	被保険者	保険料	介護サービスを利用できる人
第1号被保険者	65歳以上の人 ※1人に1枚保険証が交付されます。	所得に応じた保険料を納めます。年金額が年額18万円以上の方は老齢年金などから天引きされ、年額18万円未満の方は送付される納付書で納めます。	すべての人が利用できます。
第2号被保険者	40歳～65歳未満の人	加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。	第2号被保険者のうち、介護保険法によって定められた16種類の特定疾病のいずれかに該当している人が利用できます。 ※介護保険の保険証が交付されます。

介護サービスを受けるには

介護保険のサービスを受けるためには、介護保険課で要介護認定(「要介護1～5」「要支援1、2」「非該当(自立)»)を受けることが必要です。要介護認定とは、どの程度の介護サービスが必要かを判断するための審査です。介護保険課に要介護認定の申請を行うと、訪問調査や審査・

判定が行われ、介護が必要な度合い(要介護度)が決定します。申請後、原則30日以内に要介護認定の結果が通知されます。要介護認定の度合いによって、利用できる介護保険サービスや月々の利用限度額などが異なります。

申請者 本人、家族
必要書類 申請書、介護保険の保険証(40歳～65歳未満の方は健康保険の保険証)

	要介護度	利用できるサービス
要介護認定	要介護1～5	居宅サービスまたは施設サービス
	要支援1、2	介護予防サービス
	非該当(自立)	介護保険のサービスは利用できませんが、地域支援事業(介護予防事業)や市の高齢者福祉サービスを受けられます。

介護保険相談窓口

在宅で高齢者を介護される人の心配ごとや悩みごとなど、その他、介護に関するさまざまな相談を受け付けています。また、戸田市の在宅高齢者福祉サービスについての申請も行っています。

名称	所在地	電話
戸田市立地域包括支援センター (介護老人保健施設「ろうけん」内)	美女木4-20-6	422-8821
戸田市東部地域包括支援センター (「いさいきタウン」内)	喜沢南2-5-23	434-6233
中央老人介護支援センター (健康福祉の社内)	上戸田5-4	432-2222
老人介護支援センターコスモス苑 (介護老人保健施設「コスモス苑」内)	新曽南3-6-23	447-0887
在宅介護支援センター上戸田	上戸田2-23-6	447-0472
戸田東老人介護支援センター (とだ小林院院内)	喜沢1-27-10	444-8341
下戸田老人介護支援センター (戸田東小学校「東小ふれあいの里」内)	下戸田1-3-3	442-5129

介護サービスの利用手順

▼要介護1～5の人

「居宅サービス」(在宅での介護)または「施設サービス」(施設に入所)を選びます。ケアマネジャーが作成したケアプランの内容、日時、費用を確認し同意すると、介護サービスの利用が始まります。「施設サービス」を選んだ人のケアプランは、入所する施設が作成します。

▼居宅サービス

- ・訪問介護(身体介護・生活援助)
- ・訪問入浴介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・訪問看護
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護(ショートステイ)
- ・短期入所療養介護(医療型ショートステイ)
- ・特定施設入居者生活介護

▼施設サービス

- ・介護老人福祉施設
つねに介護が必要で、自宅では介護ができない人が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。
- ・介護老人保健施設
症状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な人が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。
- ・介護療養型医療施設(平成23年度まで)
急性期の治療が終わり、症状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な人が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などを受けられます。

▼要支援1、2の人

地域包括支援センターに連絡して、介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスの利用が始まります。

▼介護予防サービス

- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護

その他の介護サービス

地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護
(介護予防小規模多機能型居宅介護)
小規模な住居型の施設で、通い・訪問・短期間の宿泊などにより、食事・入浴などの介護や支援が受けられます。

認知症対応型通所介護
(介護予防認知症対応型通所介護)
認知症の高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

認知症対応型共同生活介護
(介護予防認知症対応型共同生活介護)
認知症の高齢者が、共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

夜間対応型訪問介護
夜間に定期的にヘルパーが巡回を行う介護と、24時間態勢で利用者の通報を受けてヘルパーが急行する介護があります。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

地域密着型特定施設入居者生活介護
定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

福祉用具貸与・購入、住宅改修

福祉用具貸与
手すり、スロープ、歩行者
※要介護2以上の人は、車イス、特殊寝台、床ずれ防止用具、移動用リフトなど

特定福祉用具購入
(介護予防福祉用具購入)
腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具
※年間10万円まで購入費を支給

居宅介護住宅改修
(介護予防住宅改修)
生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく、20万円まで住宅改修費が支給されます。



1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11



高齢者福祉

参考パンフレット…▶ 高齢者の福祉(サービス)ガイドブック

高齢者福祉

問い合わせ…▶ 長寿福祉課(内線215)
ホームページ…▶ <http://www.city.toda.saitama.jp/1/913.html>

▼ 老人クラブ

各地域の高齢者が自主的に集まり、社会への奉仕、ゲートボールなどのスポーツ活動、また、防犯意識の向上や教養講座の開催などを通じて、老後の生活を健全で心豊かなものにして活動している団体です。また、姉妹都市とゲートボール大会を通じて心のふれあいを行っています。おおむね60歳以上の人なら、どなたでも入ることができます。

▼ 健康長寿入浴事業

市内在住の65歳以上の人に、市内の銭湯を1回150円(1日1回を限度。年間利用日数制限なし)で利用できる「健康長寿入浴証」の引換券を交付します。

浴場名	住所	電話
七宝湯	喜沢2-7-2	441-7761
末吉湯	中町1-13-19	445-4526
健見湯	川岸2-7-26	443-0005
サン光湯	本町1-2-6	441-0003
戸田の湯	本町2-4-10	441-3403
あづま湯	上戸田3-5-1	441-1320
梅の湯	上戸田5-26-10	441-5358

▼ 高齢者福祉サービス

食事サービス

対象 食事に不便をきたしている65歳以上の人
内容 昼食の提供(月～土曜日に配食)と、安否の確認をします。

紙おむつ等支給

対象 在宅で紙おむつ等(紙おむつ、紙パンツおよび尿取りパッド)を常時使用している65歳以上の人
内容 月1回、紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッド(それぞれ利用限度あり)を支給します。

ふれあいセンター

対象 身体が多少不自由で自宅での入浴や、一人での公衆浴場入浴が困難な65歳以上の人
内容 月2回送迎を行い、公衆浴場での入浴をボランティアが援助します。

日常生活用具の給付

対象 一人暮らしなどをして65歳以上の人
内容 日常生活の便宜を図るために、電磁調理器、火災警報機および自動消火器を給付します。

徘徊高齢者探索システム利用者助成

対象 認知症などで徘徊の心配がある65歳以上の人
内容 通信機器を利用した探索システムを利用するとき、費用の一部を助成します。

寝具類乾燥等

対象 寝具類(敷布団、掛布団および毛布)を乾燥および丸洗いが困難な、非課税世帯の65歳以上の人
内容 寝具類の乾燥および丸洗いをいたします。

動している団体です。また、姉妹都市とゲートボール大会を通じて心のふれあいを行っています。おおむね60歳以上の人なら、どなたでも入ることができます。

▼ 敬老祝金

毎年8月1日現在で、1年以上市内に住んでいる下記の年齢に該当する人に、9月に敬老祝金を贈呈します。

年齢	金額	年齢	金額
70歳	古希 10,000円	88歳	米寿 35,000円
75歳	15,000円	90歳	卒寿 40,000円
77歳	喜寿 20,000円	95歳	45,000円
80歳	傘寿 25,000円	99歳	白寿 70,000円
85歳	30,000円	100歳～	100,000円

移送サービス

対象 寝たきり状態や車イスを利用している65歳以上の人
内容 一般の交通機関を利用することが困難であるため、車イスや特殊寝台のリフト付き車両などを利用した場合、その移送費用のうち、1回につき2,000円を助成します。
※目的地への往復を1回(片道のみでも可)とし、月2回まで利用できます。

訪問理容サービス

対象 寝たきりなどの状態の65歳以上の人
内容 理容師が年4回、自宅に訪問して散髪などの理容サービスを行います。

生活援助活動員の派遣

対象 虚弱などにより、在宅での日常生活の援助が必要な65歳以上の人
内容 掃除、洗濯、食事食材の確保および外出時の援助などを行う生活援助活動員を派遣します。
※このサービスより介護保険のサービスが優先されます。

歩行補助つえの支給

対象 歩行につえが必要な65歳以上の人
内容 つえを支給します。

緊急時連絡システム

対象 65歳以上の一人暮らしの人や、高齢者世帯で世帯員が病弱である場合など
内容 安全の確保や不安を解消するため、緊急発信ができる発信機を貸与します。
※通話料などは利用者負担となります。



後期高齢者医療制度

参考パンフレット…▶ 後期高齢者医療制度が始まります。

後期高齢者医療制度

問い合わせ…▶ 長寿福祉課(内線440)

▼ 後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度は、急速な高齢化に伴う老人医療費の増大を背景に、医療保険制度を維持し、現役世代と高齢者世代の負担の明確化を図るため確立されました。75歳以上の人は、平成20年4月以降、新たに独立した医療保険制度「後期高齢者医療制度」で医療サービスを受けることになりました。



▼ 被保険者

- ▶ 75歳以上のすべての人
- ▶ 今後75歳になる人はその誕生日から加入となります。その際、「後期高齢者医療制度」独自の新しい被保険者証が交付されます。
- ▶ 65歳以上74歳以下で寝たきりなどの一定の障害があると認定を受けた人

▼ 運営主体

- ▶ 県内のすべての市町村が加入する「埼玉県後期高齢者医療広域連合」が後期高齢者医療制度の運営主体となり、保険料の決定や医療の給付を行います。
- ▶ 市町村は、被保険者証などの交付申請や引渡しなどの窓口事務および保険料の徴収事務のみを行います。

▼ シルバー人材センター

高齢者事業団(☎434・0411)
シルバー人材センターとは、企業、家庭、公共団体などから高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員に提供する都道府県知事許可の公益法人です。原則60歳以上で、健康で、知識・経験の豊かな人たちが会員として登録しており、自主的な会員組織として、会員は自分たちで役員を選び、組織や事業の運営に参画しています。センターは、会員が働いた仕事の内容に応じて、配分金を支払います。就業や収入の保証はありませんが、各人の希望と能力に応じた働き方ができます。

- 対象** ▶ 市内に住んでいて、健康で働く意欲のある原則60歳以上の人
- 入会方法** ▶ 毎月第3水曜日の午後2時からセンターで行う入会説明会に参加し、センターの趣旨を理解したうえで入会してください。

▼ 保険料

保険料は、原則として75歳以上の人全員が納めます。また、これまで保険料の負担がなかった「健康保険組合」などの被扶養者である高齢者も、後期高齢者医療制度加入後は保険料を納めることになります。なお、保険料は、各都道府県の広域連合が条例で定め、所得によって異なります。

	対象	納付方法
普通徴収	介護保険料と合わせた合計額が、年金受給額の半分以上を超える場合	納付書または口座振替
特別徴収	年額18万円以上の年金を受給している人	年金から天引き

▼ 病院窓口で支払う費用

- ▶ 従来の老人保健制度と変わりませんので、病院などの医療機関で治療を受けたときに窓口で支払う費用(自己負担額)は、原則1割負担(現役並み所得者は3割負担)です。
- ▶ 現役並み所得者とは、70歳以上の高齢者で現役並みに所得がある人およびその人と同じ世帯の高齢者のことです。市県民税の課税標準額が145万円以上かつ夫婦世帯で年収520万円以上、単身世帯で年収383万円以上の人が該当します。

▼ 後期高齢者医療制度の給付

- 葬祭費**
後期高齢者医療制度加入者が亡くなったとき、喪主の人に5万円を支給します。
- 申請に必要なもの**
 - ▶ 亡くなった人の後期高齢者医療被保険者証
 - ▶ 印鑑
 - ▶ 喪主の人の口座番号がわかるもの ※郵便局は除く
 - ▶ 葬祭を行った証明書類(会葬礼状、領収書など)
- 健康診査**
後期高齢者医療制度加入者の健康増進を図るため、健康診査を実施しています。
- 人間ドック検診費用補助制度**
後期高齢者医療制度加入者で、市内に1年以上住んでいて、市税を完納している人が、指定医療機関で人間ドックを受診する際、年度内に1回、25,000円を限度として補助します。





障害者福祉

参考パンフレット▶▶▶ 障害者福祉のしおり

障害者福祉

問い合わせ▶▶▶ 障害福祉課(内線699)
ホームページ▶▶▶ <http://www.city.toda.saitama.jp/10/9305.html>

障害者手帳を取得すると、さまざまな福祉制度などを利用できます。手帳の種類は「身体障害者手帳」、知的障害の人の「療育手帳(みどりの手帳)」、「精神障害者保健福祉手帳」があります。手帳の取得については、障害福祉課にご相談ください。

▼ 障害者相談窓口

障害がある人やその家族などが、生活上の困りごとなどの相談ができる窓口です。担当地区以外でも相談を受けることができます。年末年始などの休日は、各事業所で異なりますので確認してください。

▼ 障害者等相談支援事業所

	開所日・受付時間	担当地区	連絡先
わかば	月～金曜日 午前9時～午後5時	新倉、笹目、美女木	住所 戸田市新倉1321-1 電話 432-8197 FAX 432-8298
ハートフル川口	月・火・木・金・土曜日 午前9時～午後5時	喜沢、喜沢南	住所 川口市西川口6-17-46 電話 256-1117 FAX 256-8800
つばさ	月・火・木・金・土曜日 午前10時30分～午後6時	下戸田、上戸田、水川町、笹目南町、笹目北町、早瀬	住所 戸田市上戸田5-7-3-202 電話・FAX 456-7801 相談専用電話 456-7799
さくらそう	月・火・木・金・土曜日 午前8時45分～午後5時	中町、下前、川岸、本町、南町、戸田公園、新倉南	住所 戸田市南町6-1-101 電話 299-3851 FAX 299-3852

戸田市障害者就労支援センター

障害がある人の就労に関する相談に応じ、就職のための準備や就職活動の手伝い、職場に定着するための支援などを行います。

所在地 戸田市笹目2-9-1(かがやき2階)
電話 471-9333
FAX 471-9334

▼ 障害者福祉施設(通所)

市立福祉作業所 もくせい園、ゆうゆう、かがやき

生活場面や就労に向けた適切な訓練を行い、社会的自立の推進を図ります。

もくせい園
所在地 戸田市川岸2-4-8
電話 445-8530
ゆうゆう
所在地 戸田市本町5-11-12
電話 433-4006
かがやき
所在地 戸田市笹目2-9-1
電話 471-9331

わかかさ

通所により働くことや生活上の支援を行い、地域で生活できるようにお手伝いします。

所在地 戸田市新倉1321-1
電話 432-8198

やすらぎ亭(精神障害者小規模作業所)

精神障害者の社会復帰の促進のため、通所による作業訓練や社会適応訓練を行っています。

所在地 戸田市新倉南3-3-13 電話 442-3824

ハーモニー(精神障害者小規模作業所)

精神障害者の社会復帰の促進のため、通所による作業訓練や各種アクティビティ(調理実習や外出など)を行っています。

所在地 戸田市上戸田5-7-3-301
電話 445-9500

あすなろ学園(知的障害児通園施設)

知的発達の違いや運動障害、自閉症や多動傾向障害を伴う幼児などに、遊びや課題指導、生活能力育成および母子通園による保護者支援、健常児との交流、行事や社会的体験などを行っています。

所在地 戸田市美女木4-27-13 電話 421-9592

コクーンファミリールーム (児童デイサービス事業所)

障害のある就学前の幼児のためのデイサービスです。

所在地 戸田市中町2-3-16-103 電話 444-7119

▼ 障害者の医療に関する支援

重度心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1級から3級、療育手帳(A)・A・B、65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた人を対象に、医療保険適用の医療費の本人負担分(高額療養費、一部負担還元金、家族療養附加金は除く)を助成します。

自立支援医療(精神通院)

精神疾患により、通院医療を受けている人(てんかんを含む)の医療費の9割を公費などで負担します。所得や診断名などにより、自己負担の上限月額が設定されます。

精神障害者通院医療費一部助成

戸市内に住所を有し、ほかの医療費助成制度などの助成を受けることができない人に、自立支援医療(精神通院)の自己負担額の2分の1を助成します。

▼ 障害者の手当など

特別障害者手当

20歳以上で、日常生活において常時特別の介護を要する、在宅の重度障害者に対する手当です。

※本人または配偶者などの所得が一定以上ある人は支給されません。

支給額 月額26,440円(2.5、8、11月に支給)

障害児福祉手当

20歳未満の在宅の重度障害児に対する手当です。

※扶養義務者などの所得が一定以上ある人は支給されません。

支給額 月額14,380円(2.5、8、11月に支給)

重度障害者等福祉金

①身体障害者手帳1級・2級の人②療育手帳(A)・A・Bの人③精神障害者保健福祉手帳1級・2級の人④特定疾患等に罹患している人に対する手当です。

※市民税が課税の場合は支給停止になります。施設入所中、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過の福祉手当の受給者は支給されません。

支給額 月額8,000円(3.7、11月に支給)

※療育手帳Bおよび特定疾患等に罹患している人は4,000円

心身障害者扶養共済

障害のある人を扶養している保護者が毎月の掛金を掛けることにより、保護者に万一のことがあったときに障害のある人に年金を給付するものです。

心身障害者扶養共済掛金助成

心身障害者扶養共済の1口目の掛金の額を助成します。(4、10月支給)

▼ 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている人に支給される手当です。子どもが障害による公的年金を受けることができたり、児童福祉施設などに入所していたりする場合は支給できません。また、所得制限があります。

▼ 障害者自立支援法のサービス

介護給付・訓練等給付

居宅介護 ホームヘルプや短期入所(ショートステイ)、就労移行支援、就労継続支援などのサービスです。

補装具費の支給

身体障害者(児)の失われた身体機能を補完・代替するための、義肢や車イス、補聴器などの補装具に要した費用の支給を行います。

地域生活支援事業

社会生活上必要不可欠な移動および余暇活動などの社会参加のための移動の支援や食事サービス、訪問入浴サービス、紙おむつ支給、福祉タクシー利用券の交付または自動車燃料費の補助、自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成、日常生活用具の給付(特殊寝台、入浴補助用具、頭部保護帽、歩行補助杖、特殊便器、拡大読書器、盲人用時計、人口喉嚨、ストマ用具など)手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣などのサービスです。

▼ 障害者の在宅生活支援

障害児者生活サポート事業

登録団体による、障害者の一時預かり、介護人の派遣、障害者の送迎や外出援助などの支援を行います。

リフト付自動車の貸出し

自力で移動することが困難な人にリフト付自動車を無料で貸し出します。

有料道路料金の割引

本人または本人の親族などが所有する車で移動する場合に限り、50%以内の範囲で割引されます。障害福祉課で、手帳への登録およびETCを利用される人にはETC利用対象者証明書を発行します。

問い合わせ NEXCO東日本お客さまセンター
電話 0570-024-024

NHK放送受信料の免除等

障害者手帳を持っている人のいる市民税非課税世帯の場合や、視覚障害・聴覚障害・1級・2級の身体障害者手帳、(A)・Aの療育手帳、1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている世帯主が契約する場合には、NHKの受信料の全額または半額が免除されます。障害福祉課で申請書の証明欄に証明を受けてください。

問い合わせ NHKさいたま放送局営業部
電話 048-833-3911
FAX 048-833-3315

障害の状態	月額(1人につき)
1級(重度)	50,750円
2級(中度)	33,800円
支払月	4.8、11月に4カ月分ずつ
問い合わせ	こども家庭課(内線234)



1



2



3



4



5



6



7



8



9

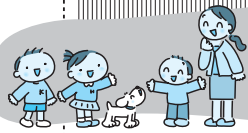


10



11

35



生活支援
ひとり親
家庭支援

生活支援

問い合わせ・・・生活支援課(内線239)
ホームページ・・・<http://www.city.toda.saitama.jp/6/5270.html>

生活保護とは

病気や事故などで働き手を失い、収入が減ったり、医療費が払えなかったりなど、生活に困っている人に最低限度の生活を保障しています。これは、経済的に自立し、安定した生活ができるようになるまで、一時的に援護する制度です。

生活扶助

衣食など、日常生活に必要な費用を扶助します。

住宅扶助

家賃、地代のほか、補修費など、住宅に関する費用を扶助します。

教育補助

義務教育に必要な学用品、学校給食などの費用を扶助します。

葬祭扶助

葬祭費用を扶助します。

生活資金貸付

不測の出費により生活がおびやかされ、資金の融通がほかから受けられないときに、10万円を限度として貸付する制度です。

医療扶助

診療、薬剤、治療材料、手術や施術、病院や診療所への入院、看護、移送などにかかる費用を扶助します。

介護扶助

介護サービスにかかる費用を扶助します。

出産扶助

出産時に必要な費用を扶助します。

生業扶助

生業資金や就職の支度、器具購入、技能習得などに必要な費用を扶助します。

参考パンフレット・・・戸田市子育て応援ブック

ひとり親家庭支援

問い合わせ・・・こども家庭課(内線234)
ホームページ・・・<http://www.city.toda.saitama.jp/9/8657.html>

児童扶養手当

対象	子どもの人数	月額(全額支給)	月額(一部支給)
母子家庭などで、18歳までの子ども(18歳到達後の初めての3月31日まで、中程度以上の障害がある子どもは20歳未満)を養育している人	1人の場合	41,720円	41,710円～9,850円
	2人の場合	46,720円	(41,710円～9,850円)×5,000円
	3人以上の場合	2人の場合の月額に、1人につき3,000円を加算	

◆所得制限があります。
支払月 4、8、12月に4カ月分ずつ

ひとり親家庭等医療費支給

母子家庭や父子家庭または親がいない18歳までの子ども(18歳到達後の初めての3月31日まで、中程度以上の障害がある子どもは20歳未満)と、その子どもの養育者が、医療保険制度で医療にかかった場合、医療費の一部が支給される制度です。
◆所得制限があります。

母子生活支援施設

社会福祉法人むつみ会母子生活支援施設「むつみ荘」

18歳までの子ども(18歳到達後の初めての3月31日まで、中程度以上の障害がある子どもは20歳未満)がいて、母子家庭になった世帯の自立支援、子育て支援を行う施設です。乳幼児の短時間預かり事業、子どものトワイライト事業(P.20参照)も行っています。

所在地 戸田市本町2-14-34 電話 445・6787

定員 20世帯

手続き こども家庭課に相談のうえ、必要書類をそろえて申請してください。
◆申請後、調査のうえ入所の決定を行います。

遺児手当

対象 1年以上戸田市に住んでいて、18歳までの子ども(18歳到達後の初めての3月31日まで)を養育している人で、生計を維持している父もしくは母または双方が亡くなり、残された子どもを養育している人
手当額 子ども1人につき月額6,000円
◆所得制限があります。

母子家庭等日常生活支援事業

18歳未満の子どもがいる母子・父子家庭の母や父または一人暮らしの寡婦が、一時的な傷病や技能習得の通学などで日常生活に支障がある場合に、必要な家事や育児を行う家庭生活支援員を派遣します(病気の人の介護は含みません)。前年の所得により、利用料金がかかる場合があります。
派遣期間 1回の事由ごとに10日以内(1時間単位)
手続き こども家庭課へ申請書を提出してください。



国民年金

参考パンフレット・・・明日のかけはし国民年金

国民年金

問い合わせ・・・保険年金課(内線213)
ホームページ・・・<http://www.city.toda.saitama.jp/9/8681.html>

国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、障害者になったときの生活を安定させるための制度で、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、職業や収入、国籍を問わず全員が加入します。
65歳になると老齢基礎年金を受けられますが、そのためには20歳から60歳までの40年間に最低25年以上保険料を納める必要があります。

加入者と保険料 ◆加入者は3つのグループに分かれます。

	加入者	保険料
被保険者 第1号	自営業者や農林漁業者とその配偶者、学生など	月額14,660円(平成21年度) ◆保険料は毎年変更されます。 ◆1年分または半年分を一括して納める(前納)と、保険料が割引になります。また、口座振替で前納すると、さらに割引率は高くなります。
被保険者 第2号	会社員(厚生年金加入者)、公務員(共済年金加入者)	会社員は厚生年金保険料を、公務員は共済年金保険料を給与天引きで納めていますので、自分で国民年金保険料を納める必要はありません。
被保険者 第3号	会社員や公務員に扶養されている配偶者	会社員や公務員が加入している年金制度から国民年金制度に対して、拠出金として納付されますので、自分で国民年金保険料を納める必要はありません。

国民年金の受給と種類

老齢基礎年金

65歳になったときから一生涯受けられる老後の年金です。

障害基礎年金

国民年金加入中または20歳前に初診のある病気やけがで障害者になった場合に受けられる年金です。
◆申請に当たっては、納付要件を満たしている必要があります。

遺族基礎年金

国民年金加入者や老齢基礎年金受給資格期間を満たした人が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻または子が受ける年金です。

付加年金

月額の保険料に付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。

寡婦年金

第1号被保険者として納めた保険料が25年以上ある夫が死亡したとき、10年以上婚姻関係のあった事実婚も含む妻が60歳から65歳まで受けられる年金です。

死亡一時金

第1号被保険者として納めた保険料が3年以上ある人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受給せずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に受けられる一時金です。

保険料の免除

免除制度

経済的な理由などで保険料の納付が困難な人は、申請して認められれば免除されます。

学生納付特例制度

本人の所得が一定以下の学生は、申請により保険料が免除されますが、在学期間中の保険料の納付を後払いにすることもできます。

若年者納付猶予制度

本人と配偶者の所得が一定以下の20歳以上30歳未満の人は、申請により保険料が免除されますが、保険料の納付を後払いにすることもできます。

国民年金加入・変更の異動届

届出の必要なとき	手続きに必要なもの
20歳になったとき ◆厚生年金、共済年金の加入者を除く。	印鑑
戸田市に転入したとき	年金手帳、印鑑
厚生年金、共済年金をやめたとき(60歳未満で退職したとき)	退職証明 退職年月日が証明できるもの、年金手帳、印鑑
第3号被保険者が扶養から外れたとき	被扶養者でなくなった年月日が証明できるもの、年金手帳、印鑑





納税
税金

納税

問い合わせ...> 収税推進室(内線222)
ホームページ...> <http://www.city.toda.saitama.jp/9/8864.html>

▼ 日曜納税窓口とは

市税、国民健康保険税の日曜納税窓口を開設しています。また、納税証明書(国民健康保険税の納付額確認書を含む)の発行もできます。

とき 毎月第1日曜日など、午前9時～午後5時
*1月を除く。第1日曜日以外の開催日は、広報戸田市でお知らせします。

場所 市役所2階収税推進室

▼ 口座振替

口座振替は、納税者が指定する金融機関や郵便局の口座から、市税の納期ごとに自動的に振り替えて納税するもので、金融機関などへ出向く手間が省けて、たいへん便利です。安心・安全・便利な口座振替をご利用ください。

口座振替ができる市税

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

申込

納税通知書に添付されている「口座振替申込書」に必要事項を記入して、預金通帳と印鑑(届出印)を市取扱金融機関にお持ちください(市内金融機関にも申込用紙があります)。

*郵便局を利用する場合は、郵便局備付けの用紙でお申し込みください。

市取扱金融機関

埼玉りそな銀行、りそな銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、群馬銀行、武蔵野銀行、東京都民銀行、中央三井信託銀行、東和銀行、東京信用金庫、城北信用金庫、瀧野川信用金庫、巢鴨信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、中央労働金庫、戸田市農業協同組合の各本支店

ゆうちょ銀行・郵便局

埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局

*納期限を過ぎた場合は、ゆうちょ銀行・郵便局では納付できません。

▼ コンビニ納付

銀行などが営業していない休日や夜間などでも、コンビニエンスストアで納税することができます。納付書にバーコードがついていることを確認のうえ、納期ごとにレジにお持ちください。

*納期限を過ぎたものや、1回の納付税額が30万円を超える場合には、取り扱いできません。

*領収証書は5年間大切に保存してください。

▼ 各種証明書

納税証明書(各税目の納税金額)		
税目	年度	手数料
・市県民税 ・法人市民税 ・固定資産税・都市計画税 ・国民健康保険税	各1年度 (3年度前まで)	200円

*課税されていない人は非課税証明書になります。

軽自動車継続検査用納税証明書		
税目	年度	手数料
・軽自動車税	課税年度 すべて	無料

*該当車両の課税分がすべて納付済みであることが必要です。

完納証明書		
税目	年度	手数料
・市県民税(法人市民税) ・固定資産税・都市計画税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税	課税年度 すべて	200円

*戸田市が課税した税金をすべて納めていることが必要です。

所得証明書(年収・税額)		
税目	年度	手数料
・市県民税	各1年度	200円

課税証明書、非課税証明書(年収・税額・控除など)		
税目	年度	手数料
・市県民税	各1年度	200円

持ち物

- ・身分証明書(普通自動車免許証などの公的機関が発行したもの)
- ・納付済み領収書
- *特に、2週間以内に納付された人は必ずお持ちください。

*証明書を必要とする納税者本人が来られない場合、代理人による申請も受け付けています。その際は、委任状が必要ですので、委任者の印鑑を必ず押印してお持ちください。

▼ 延滞金

延滞金は、定められた納期限内に市税を納めない場合、納税義務者に課せられる利子です。

延滞金の額 *納期限の翌日から1カ月以内の期間は年4.5%(平成21年の利率です。毎年変更されます)それ以降は年14.6%の割合



日曜開庁
水曜延長
窓口

税金

問い合わせ...> 税務課(内線249)
ホームページ...> <http://www.city.toda.saitama.jp/9/8385.html>

▼ 市税

個人市民税

1月1日現在、戸田市に住んでいる人に課税される地方税です。一般的に、県民税と合わせて、住民税と呼ばれます。年間の税額は、前年の所得金額に応じて課税される所得割と、一定以上の所得がある人に均等の額により課税される均等割から成り立っています。

法人市民税

戸田市内に事業所や事務所を置いている法人に課税される地方税です。法人税(国税)の額に税率を乗じてから算出される法人税割と、資本金などの額や従業員数から算出される均等割から成り立っています。

固定資産税

1月1日現在、戸田市内に土地、家屋、有形償却資産を所有している個人と法人に課税される地方税です。税率は1.4%で、税率は戸田市が設定することができます。

軽自動車税

4月1日現在、原則、所有者として登録している人に課税される地方税です。4月2日以降に名義変更または登録抹消の手続きをしても、その年度は課税され、月割での還付はありません。

都市計画税

1月1日現在、市街化区域内に土地・建物を所有している個人と法人に課税される地方税です。戸田市が条例で課することができ、税率は0.2%です。税額の算定の基礎には固定資産税の評価額を用いますが、課税標準の算定方法などは異なります。固定資産税が課税されない場合は、都市計画税も課税されません。

その他の税

その他の市税として、入湯税、市たばこ税などがあります。

日曜開庁・水曜延長窓口

▼ 日曜開庁

とき 毎月第1日曜日、午前9時～午後5時 *1月を除く。

▼ 水曜延長窓口

とき 毎週水曜日、午後5時～7時 *祝日、年末年始を除く。

日曜開庁・水曜延長窓口実施	
市県民課(内線204)	
・戸籍事務	・印鑑登録事務
・住民基本台帳事務	・その他諸証明書
・外国人登録事務	・とだ市民カードの交付
税務課(内線208)	
・各種証明書の交付など	*証明によっては、翌日以後の交付となります。
・原動機付自転車(125cc以下)などの登録・廃車	
収税推進室(内線445)	
・納税証明書発行事務	・市税等徴収事務
・納税相談	
保険年金課(内線212)	
・国民健康保険事務	・国民年金事務
こども家庭課(内線234)	
・乳幼児医療費事務	・ひとり親家庭等医療費事務
・児童手当事務	・遺児手当事務
・児童扶養手当、特別児童扶養手当事務	
保育幼稚園課(内線235)	
・保育料の収納事務	・保育所入退所関係事務

日曜開庁のみ実施	
長寿福祉課(内線215)	
・後期高齢者医療届出・申請受付	
・後期高齢者医療保険料徴収事務	
介護保険課(内線292)	
・介護保険料徴収事務	
・被保険者資格管理事務	
障害福祉課(内線273)	
・重度障害者医療費支給申請事務	
・各種障害者手帳の申請受付	
水曜延長窓口のみ実施	
美笹支所 ☎421-3003	
・戸籍事務	・市税収納事務
・住民基本台帳事務	・その他諸証明書
・印鑑登録事務	・とだ市民カードの交付
・税証明発行事務(課税、非課税、所得および市県民税納税証明)	

*ほかの市区町村および関係機関などへ確認が必要なものについては、取り扱いできない場合があります。



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



届出証明

届出・証明

問い合わせ...▶ 市民課(内線209)
ホームページ...▶ <http://www.city.toda.saitama.jp/9/8416.html>

▶ 住民基本台帳ネットワークシステム (住基ネット)

住基ネットの本人確認情報を国や都道府県などの行政機関が利用することにより、行政機関への申請や届出の際に住民票の写しを添付したり、証明を受けたりする必要がなくなりました。また、住基ネットの利用により、全国各地でも自分の住民票が取得できるようになりました。

本人確認情報

住基ネットから行政機関へ提供する本人確認情報は、住民基本台帳法により4情報(氏名・生年月日・性別・住所)住民票コードとこれらの変更情報に限定されています。

住民票コード

住民基本台帳ネットワークの中で住民個人を単位とする全国共通のコードで、11桁の数字によって構成されています。

▶ 住民登録

戸田市の住民であることを登録する制度です。転入届などで住民登録をすると、住民基本台帳に記載され、居住関係の公証をはじめ、選挙人名簿の登録、国民健康保険や国民年金への加入などが記録されます。登録の内容が実際と違っていると、市民として当然の権利を主張できなかったり、適正な行政サービスを受けられなかったりすることがありますので、住所などに変更があったときは、すみやかに届け出てください。

◆届出の際には、本人確認をさせていただきます。

▶ 住民異動の届出

種類	届出期間	届出に必要なもの
転入届(市外から引っ越してきたとき)	住み始めた日から14日以内	転出証明書、年金手帳(該当する人のみ)、印鑑
転出届(市外に住所を移すとき)	引っ越し前	国民健康保険証、とだ市民カードまたは印鑑登録証(持っている人のみ)、印鑑
転居届(市内で住所を移すとき)	住み始めた日から14日以内	国民健康保険証、印鑑
世帯変更届(世帯主の変更、世帯の分離や合併をしたとき)	変更があった日から14日以内	国民健康保険証、印鑑
海外転出届(国外へ転出するとき)	出国する前	国民健康保険証、年金手帳(該当する人のみ)ととだ市民カードまたは印鑑登録証(持っている人のみ)、印鑑
海外からの転入届	住み始めた日から14日以内	パスポート、戸籍謄本、戸籍の附票、印鑑

◆本人確認ができる書類(普通自動車免許証やパスポートなど)をお持ちください。

▶ 住民基本台帳カード (住基カード)

戸田市に住民登録していて希望する人には、住基カードを交付します。手数料は500円で、市民課と美笹支所で受付を行っています。カードの有効期限は発行日から10年です。

住基カードは、券面の記載事項が氏名のもの(Aバージョン)と、氏名、生年月日、性別、住所、顔写真のものの(Bバージョン)の2種類あり、写真付きのものは公的な身分証明書として、ご利用いただけます。

◆希望される人には電子エンボス加工を行うことができます。エンボス加工の受付は市民課のみです。

公的個人認証

住基カードに電子証明書を登録することにより、公的個人認証サービスを受けることができます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▶ 外国人登録

外国国籍を持つ人が入国したときは、入国した日から90日以内にパスポートと写真2枚(16歳以上の人のみ)をお持ちになり届け出てください。また、ほかの市区町村から戸田市に転入したときは、戸田市に住み始めた日から14日以内に、外国人登録証明書をお持ちになり届け出てください。

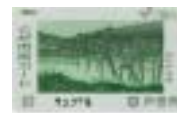
▶ 戸籍

戸籍は一生のうちに起こる身分上の異動を記録するもので、日本国民であることを証明する公文書です。戸籍の届出には、出生届、死亡届、婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届、転籍届、分離届、帰化届などがあります。届出の詳細はお問い合わせください。

◆届出の際には、本人確認をさせていただきます。

▶ 印鑑登録・とだ市民カード

市役所に印鑑を登録すると、その印鑑が本人のものであることが公に証明され、実印として使うことができるようになります。



印鑑登録をした人には、とだ市民カードをお渡しています。次回、印鑑登録証明書を取得する際には、とだ市民カード(印鑑登録証)を忘れずにお持ちください。なお、市内3カ所の自動交付機を利用するには、とだ市民カードに暗証番号の登録が必要です。印鑑登録をしていない場合でも、住民票の写し用、税証明書用、外国人証明書用、戸籍証明書用(戸田市に本籍のある人のみ)の暗証番号を登録することにより自動交付機を利用できます。詳しくは、市民課にご相談ください。

とだ市民カードは、初取得時は無料ですが、再発行時には手数料200円がかかります。

印鑑登録のできる人

満15歳以上の人で、戸田市に住民登録または外国人登録している人
◆成年被後見人は登録できません。

▶ 葬祭助成金の支給

市の住民基本台帳、外国人登録原票に登録のある人が亡くなったとき、葬祭を行った人に助成金が支給されます。

支給額▶ 5万円

申請に必要な書類

- 申請書
- 申請者の住民票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書
- 申請者が戸田市の住民基本台帳、外国人登録原票に登録のある人は不要
- 葬祭を行った証明書(申請者名義の領収書など)
- 振込依頼書
- 印鑑

▶ 自動交付機

休日や夜間でも各種証明書が取得できます。利用するには、とだ市民カードと暗証番号の登録が必要です。

設置場所	利用時間
市役所 1階南側出入口	毎日 午前8時30分～午後9時
サミットストア戸田公園駅店 ビーンズ戸田公園内	月～土曜日(祝日を含む) 午前10時～午後9時 日曜日 午前9時～午後9時
イオン北戸田ショッピングセンター 1階モールインフォメーション隣り	毎日 午前9時～午後9時

取得できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 全部(個人)事項証明書◆本籍が戸田市にある人のみ
- 税証明書(最新年度のもの)
- 外国人登録原票記載事項証明書

▶ 東部連絡所 (東部福祉センター内)

とき▶ 火～金曜日、午前8時30分～午後5時
◆祝日、年末年始を除く。

取得できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 全部(個人)事項証明書◆本籍が戸田市にある人のみ
- 戸籍の附票の写し
- ◆本人確認ができる書類(普通自動車免許証やパスポートなど)をお持ちください。

▶ 郵便局 (喜沢・新首南・笹目郵便局の3局のみ)

とき▶ 月～金曜日、午前9時～午後4時
◆祝日、年末年始を除く。

取得できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 全部(個人)事項証明書◆本籍が戸田市にある人のみ
- 戸籍の附票の写し
- ◆本人確認ができる書類(普通自動車免許証やパスポートなど)をお持ちください。
- ◆本人世帯の人の申請に限ります。



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11

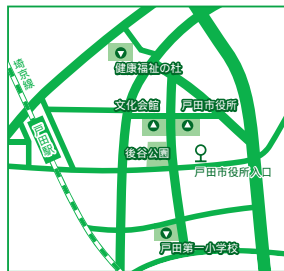


市庁舎案内

市庁舎案内

8F	議会傍聴者席			
7F	議場 議員控室	理事者控室 保健室	応接室 記者室	第5委員会室
6F	議会事務局 正副議長室	議長応接室 長・議員待遇者控室	議会図書室 第1委員会室	第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 全員協議会室
5F	人事課 行政委員会事務局 (監査委員担当・公平委員会担当・固定資産評価審査委員会担当) 監査委員室・公平委員会室・固定資産評価審査委員会室		大会議室A・B・C 501会議室 504会議室 505会議室	
4F	市長室 市長公室 副市長室	政策秘書室 (政策研究所) 経営企画課	財政課 管財検査課 コミュニティ推進課	401会議室 402会議室 403会議室 404会議室
3F	教育長室 教育委員室 教育総務課 学務課 指導課	生涯学習課 庶務課 (情報公開コーナー) 危機管理防災課 環境クリーン室	経済振興課 文化スポーツ課 防犯くらし交通課 道路課 河川課	下水道課 公園緑地課 建築課 都市整備課 都市計画課
2F	正面玄関 総合案内 指定金融機関 キャッシュコーナー	市民課 収入推進室 会計課 税務課	保険年金課 介護保険課 長寿福祉課 障害福祉課	生活支援課 児童青少年課 水道部業務課 (こども家庭相談センター) 水道部施設課
1F	東側出入口 南側出入口 北夜間測出入口 自動交付機 スポーツ施設 予約システム	情報統計課 行政委員会事務局 (選挙管理委員会担当) 戸田市地域職業相談室 福祉総務課	とだファミリーサポートセンター 101会議室 102会議室 103会議室 警備員室	
B1F	食堂 売店			

- 所在地** 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
- 電話** 048-441-1800
- 業務時間** 月～金曜日、午前8時30分～午後5時
 ◎毎月第1日曜日(1月を除く)は、一部窓口を開いています。(P.39参照)
 ◎水曜日は午後7時まで、一部窓口を開いています。(P.39参照)
- 閉庁日** 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌1月3日)
- 交通** JR埼京線戸田駅から徒歩10分。
 JR埼京線戸田公園駅からは、コミュニティバスtoco東循環で「戸田市役所」停留所下車。
 国際興業バス蔵54(蔵駅～下笹目)で「戸田市役所入口」停留所下車、徒歩2分。
 国際興業バス西川62(西川口駅～北戸田駅)で「戸田市役所」停留所下車。



市民相談窓口

市民相談窓口

市庁舎内

- よろず相談
- 法律相談
- 相続・贈与等登記相談
- 消費生活相談(悪質商法など)
- 多重債務相談
- 住まいの何でも相談
- 国税相談
- 厚生年金・労務相談
- 司法書士相談
- 行政書士相談
- 行政相談
- 人権相談
- 市税相談
- 納税相談
- 家庭児童相談
- 高齢者福祉相談
- 障害者福祉相談
- 生活保護相談
- 若年者就職相談

相談日	時間	場所	申込・問い合わせ
月～金曜日	午前9時～午後4時	市民相談室	市民相談室(内線270)
火・金曜日 ◎月曜日が休日の場合、火曜日の相談はありません。	午前10時～午後3時	市民相談室	市民相談室(内線270) ◎要予約(相談日前日の午前9時～午後4時、受付日が休日の場合はさらに前日)申込順、電話可。来庁者優先。
第3木曜日	午前10時～午後3時	市民相談室	市民相談室(内線270)
月～金曜日	午前10時～午後4時 ◎受付は午後3時30分まで。	消費生活相談室	消費生活相談室(内線241)
月・木曜日	午前10時～午後4時 ◎受付は午後3時まで。	防犯くらし交通課	消費生活相談室(内線241) ◎要予約(月～金曜日の午前10時～午後4時)申込順、電話可。来庁者優先。
第1日曜日	午前10時～午後3時	市民相談室	市民相談室(内線270)
第2日曜日	午前10時～午後3時	市民相談室	市民相談室(内線270)
第4日曜日	午前10時～午後3時	市民相談室	市民相談室(内線270)
木曜日	午前10時～正午	市民相談室	市民相談室(内線270)
偶数月第3日曜日	午前10時～正午	市民相談室	市民相談室(内線270)
5、8、10月、第4木曜日 ◎日時・場所などは広報でお知らせします。			防犯くらし交通課(内線656)
第2木曜日 ◎6月に限り1日に実施。	午前10時～正午 ◎6月は午前10時～午後3時。	◎場所は広報でお知らせします。	防犯くらし交通課(内線656)
月～金曜日	午前8時30分～午後5時	税務課	税務課(内線209)
月～金曜日	午前8時30分～午後5時	収納推進室	収納推進室(内線223)
月～金曜日	午前9時～午後4時	こども家庭課	こども家庭課(内線450)
月～金曜日	午前8時30分～午後5時	長寿福祉課	長寿福祉課(内線215)
月～金曜日	午前8時30分～午後5時	障害福祉課	障害福祉課(内線283)
月～金曜日	午前8時30分～午後5時	生活支援課	生活支援課(内線239)
◎日時は広報でお知らせします。	午前10時～午後4時	戸田市地域職業相談室	経済振興課(内線347) ◎要電話予約。

市内公共施設

- 教育相談
- 電話健康相談
- 心配ごと相談
- 悩みごと相談
- 認知症・高齢者虐待相談
◎下戸田地区以外
- 認知症・高齢者虐待相談
◎下戸田地区
- 園芸相談
- IT・パソコン相談
- 障害者向けIT・パソコン相談
- DV(パートナー間の暴力)相談

毎日	午前9時～午後5時	教育センター	教育センター ☎434・5670
月～金曜日	午前9時～午後5時	医療保健センター	医療保健センター ☎421・4114
第1～4水曜日	午後1時～4時	福祉青少年会館	社会福祉協議会 ☎442・0309
第2・4土曜日	午前10時～午後1時	男女共同参画センター	男女共同参画センター ☎443・5046 ◎要電話予約。
第1・3・5火曜日	午後1時30分～4時30分	男女共同参画センター	男女共同参画センター ☎443・5046 ◎要電話予約。
第1・3火曜日	午後5時～8時	男女共同参画センター	男女共同参画センター ☎443・5046 ◎要電話予約。
月～金曜日	午前8時30分～午後5時	介護老人保健施設	戸田市立地域包括支援センター ☎422・8845
月～金曜日	午前8時30分～午後5時	いきいきタウンとだ	戸田市東部地域包括支援センター ☎434・6233
毎日	午前9時～午後5時	公園緑地公社	公園緑地公社 ☎449・1550
◎日時は広報でお知らせします。	午後1時～4時	芦原小学校生涯学習施設	生涯学習課(内線342)
毎週土曜日	午後1時～4時	福祉青少年会館	心身障害者福祉センター ☎445・1828
月～金曜日	午前9時～午後5時	男女共同参画センター	男女共同参画センター ☎443・5046

◎祝日、年末年始は除く。正午～午後1時は休憩時間です。

10 市庁舎案内 / 市民相談窓口



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



情報公開制度
個人情報保護制度
選挙・市議会

情報公開制度・個人情報保護制度

問い合わせ… 庶務課(内線393)
ホームページ… <http://www.city.toda.saitama.jp/1/359.html>

情報公開制度とは

皆さんからの請求に対し、市が保有する行政文書を公開する制度です。市では、市民の市政への理解と信頼を深めるため、市民に限らずどなたでも情報公開の請求ができます。

請求できる行政文書

原則的に、実施機関(市長、議会、教育委員会など)が取得または作成した行政文書(文書、図画など)すべてで、実施機関が管理・保有しているものです。

公開できない行政文書

条例の規定により、法令などで公開することができないとされるもののほか、個人情報や公開することにより公共の安全に著しい支障が生じる情報などが記録されている行政文書は公開しないことができることとなっています。

個人情報保護制度とは

市民の「自己の情報をコントロールする権利」を保障するための制度で、市が保有するすべての個人情報の収集、保管および利用について基本的なルールを定めています。実施機関に自己情報を収集されている人であれば、市内に住所がなくても、自己情報の開示、訂正、削除、目的外利用の中止の請求などができます。ただし、個人情報や公共の安全に関する情報、第三者に関する情報などは開示できません。

情報公開コーナー

市役所3階情報公開コーナーでは、制度についての相談や、請求書の受付を行っています。

とき 月～金曜日、午前8時30分～正午、午後1時～5時 ※祝日を除く。

選挙

問い合わせ… 行政委員会事務局(内線606)
ホームページ… <http://www.city.toda.saitama.jp/9/8439.html>

選挙権

満20歳以上の日本国民には選挙権があります。同じ市町村に引き続き3カ月以上住んでいる人で、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

投票の仕方

投票日前に「投票所入場券」が郵送されますので、投票日当日に入場券をお持ちになり、指定された投票所で投票してください。入場券が届かなかったり、紛失したりした場合でも投票できますので、投票所で申し出てください。仕事や旅行などで投票日当日に投票できない人は、投票日前に「期日前投票」または「不在者投票」ができます。

期日前投票制度

選挙期日(投票日)前であっても、選挙期日と同じく確定投票(投票用紙を直接投票箱に入れることができ、内封筒および外封筒に入れ、署名するという手続きが不要となる)を行うことができる制度です。

不在者投票制度

投票日に仕事や旅行など一定の予定のある人が、選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員会や病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設で、投票日の前に投票をすることができる制度です。

※このほかにも、郵便による不在者投票や代理投票制度など、さまざまな投票方法があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市議会

問い合わせ… 議会事務局(内線524)
ホームページ… <http://www.city.toda.saitama.jp/9/8548.html>

市議会は、4年ごとの選挙で市民から選ばれた議員によって構成される議決機関です。市議会を構成する市議会議員の定数は26人です。年4回の定例会(3、6、9、12月)のほか、必要に応じて臨時会を開催します。

市議会の仕事

条例の制定や改正、予算の審議などを行い、議決機関としての意思決定をします。そのほか、市政が正しく運営されているかどうかをチェックすることも、市議会の大切な仕事です。また、市民生活に重要な事柄であっても、市の力だけでは解決できないときには、市議会から関係機関に対して意見書を提出し、積極的な対策を求めています。

市議会の傍聴

本会議および常任委員会と一部の特別委員会が一般に公開されています。本会議の一般傍聴席は53席、委員会は各5席で、住所、氏名などを記入すれば、だれでも傍聴することができます。

本会議ライブ中継

市ホームページで本会議のライブ中継を行っています。本会議の開会時間は午前10時となり、開会5分前から接続が可能となります。

会議録

本会議の会議録は、市役所3階市政情報室、6階議会図書室、図書館本館・分館などに置いてあります。また、市ホームページ内の「市議会(会議録閲覧検索)」でも見ることができます。



公的住宅

公的住宅

問い合わせ… 建築課(内線380)
ホームページ… <http://www.city.toda.saitama.jp/6/5264.html>

市営住宅

募集

市営住宅の募集は、空家が発生した場合または新規に市営住宅が建築された場合に募集します。募集のお知らせは、広報戸田市および市ホームページに掲載します。

申込資格

- 現に同居し、または同居しようとする親族(内縁関係および婚約者を含む)があること。
- 入居しようとする世帯全員の収入の総額が収入基準の範囲内にあること。
- 収入月額：158,000円以下。緩和規定あり。
- 市内に1年以上、住所または勤務場所があること。
- 市民税などを完納していること。
- 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。



- 申し込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- 募集時以外の事前の申し込みはありません。
- 原則として、自己所有の住宅、UR賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、住宅供給公社住宅、県営住宅、市町村営住宅に居住している人は、「住宅に困窮している」とは認められません。

市営住宅一覧

	所在地	住戸形式(間取り)	専有面積	戸数
▼ 下笹目住宅	笹目8-1-26	現在建替中。平成21年10月完成予定		
▼ 川岸住宅	川岸2-6-22	2DK(6畳、4.5畳)	33.15㎡	24戸
▼ 柳原住宅	新曽980	3DK(6畳、6畳、3畳)	40.63㎡	30戸
▼ もくせい住宅	下前1-7-12	3DK(6畳、4.5畳、4.5畳)	51.19㎡	16戸
▼ 後谷住宅	上戸田3-23-2	3DK(6畳、6畳、4.5畳)	56.81㎡	20戸
▼ 笹目夏浜住宅	笹目7-15-3	3DK(6畳、6畳、4.5畳)	57.24㎡	24戸
▼ 笹目中居田住宅				
		1DK(6畳)	44.76㎡	6戸
		3DK(7.5畳、5.6畳、4.5畳)	61.43㎡	15戸
		3DK・車イス(5.8畳、5.6畳、4.5畳)	63.83㎡	1戸
▼ 下前住宅	下前1-10-10			
		1DK(6畳)	40.17㎡	12戸
		2LDK(6畳、5.2畳、8.3畳)	55.05㎡	17戸
		2LDK・車イス(6畳、4畳、8.3畳)		1戸
		3DK(6畳、4.7畳、4.5畳)		9戸
		3DK・車イス(6畳、4.7畳、3.5畳)	60.01㎡	1戸

● 入居者の所得、住宅、住戸形式により、家賃が決定されます。

県営住宅

募集

年4回(1、4、7、10月)募集を行います。募集案内(申込用紙)は、市役所3階建築課、市内各福祉センター、美笹支所で、募集期間内のみ配布しています。

申込資格

入居しようとする世帯全員の収入の総額が収入基準の範囲内にあること(収入月額158,000円以下。緩和規定あり)や、県内に住所または勤務場所があること、県民税などを完納していることなど、条例に定められた規定があります。

その他の住宅

特定優良賃貸住宅

問い合わせ 埼玉県住宅供給公社(まちづくり住宅センター)入居・相談プラザ
電話 048-658-3017
ホームページ <http://www.saijk.or.jp/rental/ko01.html>

市内の県営住宅

所在地	所在地
▼ 戸田河岸住宅	川岸2-6-20
▼ 戸田下前住宅	下前1-10-15

● 県営住宅は、県内に299団地あります。

問い合わせ 埼玉県住宅供給公社(まちづくり住宅センター)
電話 048-829-2875
ホームページ <http://www.saijk.or.jp/rental/ke01.html>

UR賃貸住宅

問い合わせ UR大宮営業センター
電話 048-649-2277
ホームページ <http://www.ur-net.go.jp/kanto/>



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11

45